

令和2年

第5回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第5回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年5月11日（月曜） 午後2時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

18名中 15名出席

1番 梅井浩二 2番 古閑昭憲 3番 古澤千津代 4番 佐藤博 5番 岩下浩徳
6番 山口正孝 7番 岩下満則 8番 竹原忠信 9番 石田隆之 10番 知里口香穂里
11番 白石忠幸 12番 西田満士 14番 伊藤次幸 15番 竹原真理子
16番 山本利幸 17番 岩下雄治 18番 和田敏喜 19番 木村広典

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 3名出席

5 議事

- ・報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第15号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第17号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第18号 買受的確証明願いの審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 15 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 5 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。皆様には、田植えの時期ではありますが、お忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。本日の総会は、前回と同じく新型コロナウイルス感染予防の対策として農業委員さんと 3・4・5 条の確認者の最適化推進委員さんのみの出席という形で総会を開催いたしましたのでよろしくお願ひします。新型コロナウイルスについては、未だ終息の見込みは見えない状況ですので、委員の皆さんには体調管理には十分注意してください。それでは農業委員会憲章の唱和を、本日は 9 番委員にお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 16 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 3 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 8 件、利用権の設定 63 件、使用貸借権の設定 6 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 6 件です。買受適格証明願ひの審議について 2 件、従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、16 番委員、17 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願ひます。

事務局 報告第 4 号の 16 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順 16 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 報告第 5 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 報告第 5 号については、発言がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。続きまして、議案第 15 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 1 件、5 条 3 件、まず 3 条から説明願ひます。

事務局 議案第 15 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から順位 3 番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

- 議 長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 委 員 (異議なし。全員挙手。)
- 議 長 全員賛成ですので農地法3条3件は決定します。
つづきまして、第4条1件、第5条3件の転用許可について事務局より説明願います。
- 事務局 本議案第15号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。
また、農地法第5条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位3番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。
- 議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。新型コロナウイルスの関係で事務局より簡潔に転用案件についての補足説明をお願いいたします。
- 事務局 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。
- 4条1番を説明します。
申請地は、道の駅「波野」から西へ、約800mのところになります。申請面積は991㎡で、昭和46年頃に、申請人の亡き父が植林を行なったもので追認申請するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。
 - 5条順位1番を説明します。
申請地は、古城郵便局から南へ、約200mのところになります。現在、両親を含め4世代で住んでおり、手狭になったため申請面積425㎡の敷地に2階建個人住宅(延床面積162.72㎡)を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接の水路へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、隣接する水路へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、南へ10ヘクタール以上の農地が広がる第1種農地となりますが、隣接に住宅等もあり集落接続と判断され転用は可能です。代替地等の検討を行った結果の計画となります。
 - 5条順位2番を説明します。
申請地は、JRいこいの村駅から北西へ、約450mのところになります。

宅地への出入口及び駐車場が狭いため、申請面積514㎡の敷地に、通路105㎡、駐車場241㎡、倉庫等168㎡等を計画するものです。雨水については、地下浸透及び隣接の側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、JRいこいの村駅から500m以内の第2種農地となります。なお、平成30年10月頃に、通路及び駐車場等を実施しており、始末書付追認案件となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR波野駅前のところになります。隣接地で農業を営んでおり、野菜の出荷施設として。申請面積1,833㎡の敷地に農業用作業場1棟(81㎡)、育苗ハウス2棟(400㎡)、農業用倉庫(126㎡)等を計画するものです。排水については雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、JR波野駅から300m以内の第3種農地となります。農業用施設への転用ですので許可相当となります。なお、令和元年3月頃にすでに実施済みであり、始末書付追認案件となります。

以上で、現地調査の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条3件は決定します。

これで議案第3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第16号所有権移転の8件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から順位8番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第16号の所有権移転について何か質問はありませんか。

農業委員(4番) 順位5番の案件ですが、反当り87万円となっており通常よりも高額思えますが、理由がありますか。

事務局 順位5番については、双方で協議した結果の金額と聞いております。

農業委員(2番) 地元の委員として補足説明いたします。売り手買い手は、同級生でもあり長年貸し借りをした関係もあって双方で協議して決定した金額です。水田

の場所も買い手の家から近いのと水田の条件も良いためこの金額で折り合った
ものです。

農業委員（４番） わかりました。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案
のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので所有権移転８件は決定します。

議長 次に議案第１６号２番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第１６号２番の利用権設定の６３件については、いずれも農業経営基盤強
化促進法の要件を満たすものであります。

順位１番から順位６３番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につ
きましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第１６号２番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はあり
ませんか。

（発言なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案
のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので利用権設定６３件は決定します。

議長 次に議案第１６号３番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第１６号３番の使用貸借権設定の６件については、いずれも農業経営基盤
強化促進法の要件を満たすものであります。

順位１番から順位６番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につ
きましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第１６号３番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は
ありませんか。

（発言なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定６件は決定します。

これで議案第１６号すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第１７号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名
について事務局より説明願います。

事務局 順位１番から６番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につ
きましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 11 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 1 番委員と 2 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 9 番委員と 20 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 7 番委員と 8 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 16 番委員と 21 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 17 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
(発言なし)

議 長 私からの質問ですが、順位 1 番の案件の農地利用最適化推進委員 13 番委員より 11 番委員の方が物件の所在地に近く詳しいのではないのでしょうか。また、順位 5 番の案件ですが 8 番委員より 12 番委員の距離が近いのではないのでしょうか。

農業委員 (2 番) 地元の順位 5 番の案件ですが、距離的には 12 番委員の方が近いのですが地域性を加味して 8 番委員の方がよろしいかと考えます。

事務局 順位 1 番の案件は、今後の買い手が 11 番委員のため、13 番委員を提案しております。

議 長 (わかりました。)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 17 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第 18 号買受適格証明願いの審議について事務局より説明願います。
事務局 競売に伴い 2 件の耕作目的での買受適格の証明を求められております。順位 1 番から順位 2 番までの、買受人の住所・氏名、物件の所在、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案 18 号の買受適格証明願いの審議について何か質問はありませんか。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 18 号の案件に対し適格であることに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 18 号は決定し、適格の証明を行います。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。